

評 議 委 員 会 便 り

## 令和五年度愛知学院大学薬学会総会議事録

1. 開催日時 : 令和5年4月19日(水) 17時15分～18時15分
2. 開催場所 : 薬学部204講義室
3. 参加者: 構成員(正会員47名、準会員20名)67名中  
正会員 34名、正会員委任状8通、準会員8名、準会員委任状9通
4. 総会に先立ち小川薬学会庶務幹事から議長の選出提案があり、古野教授を議長に選出した。

### 議題

#### 1号議案 令和4年度事業報告

以下の令和4年度事業報告を行い、承認された。

- 1) 会誌発行 (令和4年12月26日発行) 第15巻 100部  
図書館HPへの全文掲載し、総説(2報)を愛知学院大学機関リポジトリに登録した。
- 2) 総会開催 令和4年5月11日(水)14:00～ Teams オンライン会議で開催した。
- 3) 講演会は未開催
- 4) 会員への援助
  - ① 学会開催援助  
「第68回日本薬学会東海支部総会・大会」参加者453名、30万円
  - ② 準会員学会参加援助 下記準会員にそれぞれの金額を支給した(計10件、267,447円)。

研究室・講座	学年	氏名	発表学会名	支援額
製剤学	D2	大山晋司	日本製剤学会第37年会: オンライン参加 (第15巻にて報告済)	5,000円
臨床薬学	6年	加藤武瑠	日本医療薬学会第5回フレッシューズ・カンファレンス: オンライン参加(提出済み)	3,000円
薬効解析学	D4	松原匡希	第68回日本薬学会東海支部総会・大会: 愛知学院大学(第15巻にて報告済)	654円
製剤学	D2	大山晋司	第68回日本薬学会東海支部総会・大会: 愛知学院大学(第15巻にて報告済)	610円
生体有機化学	D1	上田梨奈	第48回 反応と合成の進歩シンポジウム: 千葉(提出済み)	41,020円
薬化学	D1	小柳アリス	第49回有機典型元素化学討論会: 富山 (提出済み)	40,400円
薬化学	D2	川久保暢人	第51回複素環化学討論会: 大阪 (提出済み)	27,823円
実践薬学	5年	杉浦彩方	日本薬学会 第143年会: 札幌 (提出済み)	49,840円

実践薬学	5年	荘 智翔	日本薬学会 第143年会：札幌 (提出済み)	49,100円
実践薬学	5年	橋本沙奈	日本薬学会 第143年会：札幌 (提出済み)	50,000円

③ 準会員研修会参加援助 下記準会員9名にそれぞれ3万円を支給した。

5年生 18A093 橋本沙奈 18A106 船本真吾 17A140 柳澤真希  
3年生 20A012 池田早伽 20A129 三宅梨也乃 20A132 村上千裕  
2年生 21A124 水谷めぐみ 21A135 山下侑乃 21A137 山本 摩弥

④ 準会員奨励賞 下記受賞者に副賞5万円を授与した。

衛生薬学研究室 森稚景 (D3) (第15巻にて報告済)

⑤ 国際交流委員会・アメリカ合衆国研修援助 下記準会員9名にそれぞれ5万円を支給した。

5年生 18A093 橋本沙奈 18A106 船本真吾 17A140 柳澤真希  
3年生 20A012 池田早伽 20A129 三宅梨也乃 20A132 村上千裕  
2年生 21A124 水谷めぐみ 21A135 山下侑乃 21A137 山本 摩弥

⑥ 白衣の配布

4年生(127名)、大学院生(2名)、新任教員(3名)、3年経過の希望者(3名)の計135名に配布した。

⑦ 愛知学院大学薬学会 卒業研究発表会優秀賞

令和4年度はコロナウイルス感染拡大防止のため、優秀賞の選定および授与を実施しなかった。

5) 名誉会員の承認、アンケート

樋先生を名誉会員として推薦、承認した。また、会誌送付時に配本希望のアンケートを行った。

2号議案 令和4年度決算報告(別紙1)

令和4年度の収入については前年度繰越金が10,632,711円、その他の収入が2,472,598円であった。支出については、13,105,309円であり、10,961,427円が次年度繰越金となった。次年度繰越金を除いた支出は2,143,882円であった。

3号議案 令和5年度事業計画

以下の令和5年度事業計画について提案し、承認された。

1) 会誌発行 第16巻

- ・印刷冊数 100部(オンラインジャーナルも発行)
- ・原稿締め切り 8月末とし、12月中の発行を予定。
- ・印刷会社 株式会社コピンピア
  - ・カラー印刷について：予算に応じて印刷原稿は白黒印刷を推進していく

掲載項目

- ・巻頭言：神野伸一郎教授

- ・ 総説： 第 16 卷 河原昌美 教授（臨床薬学）
- ・ 一般論文の募集（一般総説、一般論文、調査研究報告など）
- ・ 解説記事（講演会で講演頂いた内容等）
- ・ 学会報告（学会発表援助を受けた学生）
- ・ 令和 4 年度 医療生命薬学研究所報告（古野教授に依頼予定）
- ・ 令和 4 年度 各種委員会報告
- ・ FD ワークショップ報告（鍋倉教授に依頼予定）
- ・ 国際交流委員会活動報告（河原教授に依頼予定）
- ・ 薬学セミナー報告（鍋倉教授に依頼予定）
- ・ 着任の挨拶（写真＋コメント）
- ・ 講座紹介(2023 年 4 月)、業績リスト(2022 年 1~12 月)、卒業論文課題一覧  
講座紹介への写真の挿入、寄附講座による講座紹介・寄附講座セミナー報告書
- ・ 大学院薬学研究科 博士論文要旨（1 名：衛生薬学研究室 森 稚景）
- ・ 評議委員会便り
- ・ 会則および細則、各種規程
- ・ その他(名誉会員リスト、広告、編集後記など)

## 2) 講演会 1 回開催予定

## 3) 会員への援助

### ① 学会開催援助

神野伸一郎教授より以下の申請があり、評議員会にて審議した結果、本件は援助なしとした。

申請内容：「第 21 回次世代を担う有機化学シンポジウム」予定参加者 200 名、15 万円

実行委員：神野伸一郎教授

今後、規程に申請要件を明記することを検討する。現在の規程は以下の通りである。

愛知学院大学薬学会 学会等開催助成規程

[趣旨]

第一条 本事業は、薬学に関する研究・教育の振興を図るため、会員が開催する学会・研究会（以下「学会等」という）を助成することを目的とする。ただし、学内の会議・研究会及び学生が主体となるものは「学会等」から除く。

### ② 準会員学会援助

これまでの規定は以下の通りである。

単年度あたり、国内外で開催される学会発表に対してそれぞれ 5 万円まで援助。

単年度あたり、国内で開催される学会参加に対して 1 万円まで援助。

単年度あたり、教育活動ならびに研修活動の旅費を 3 万円まで援助。

「単年度あたり、国内外で開催される学会発表に対してそれぞれ 5 万円まで援助。」について、以下のとおりに旅費援助額を改訂する。

「単年度あたり、国内で開催される学会発表に対して 5 万円まで援助する。支給回数に制限をもうけない。国外で開催される学会発表に対しては、旅費の 2 割まで援助する。ただし、支給額は予算に合わせて決定され、会計年度あたり 1 回までとする。」

国外への旅費申請については、予算使用の公平性から、申請状況について講座間で情報共有をするべきであるとの意見があった。今後、対応を検討する事項となった。

「単年度あたり、国内で開催される学会参加に対して1万円まで援助。」を廃止する。

③ 準会員奨励賞

薬学の発展に寄与した優れた論文を発表した準会員を表彰。

④ 国際交流委員会 韓国・アメリカ合衆国研修援助

これまでの規定は以下の通りである。

1人、5万円を上限に、旅費の半額まで援助し、回数に制限を設けない。

以下の通りに旅費援助額を改訂する。

「旅費の2割まで援助する。ただし、支給額は予算に合わせて決定される。回数に制限を設けない。」

⑤ 白衣の支給

4年生および新任教員、3年経過の希望者に配布する。

⑥ 卒業研究発表会優秀賞

コロナ渦での卒業研究実施を鑑み、中止とする。

4号議案 令和4年度予算案（別紙2）

3号議案3）④国外への旅費規程の改訂について承認を得たため、別紙2の予算案2（旅費規程改訂版）の内容にて決定となった。

5号議案 各種規程改定案（別紙3）

卒業研究発表会優秀賞選考方法：副賞の金額を「四千元」に変更と書式統一

準会員の学会発表等に要する旅費援助に関する規程：内容の改訂と書式統一

準会員の教育活動ならびに研修活動等に要する旅費援助に関する規程：内容の改訂と書式統一

準会員の学会参加における参加費援助に関する規程：廃止

6号議案 令和5年度薬学会役員について

会長：安池修之

副会長：山本浩充

監事：井上 誠、脇屋義文

庶務幹事（編集）：小川法子

幹事（書記／会計）：渡邊法男

幹事（会計）：徳本真紀

幹事（広報、事業）：兒玉大介

7号議案 薬学部開設20周年記念事業

平成16(2004)年11月 設置、平成17(2005)年4月 開校

20周年記念事業に合わせて特別号の発刊：愛知学院大学薬学会にて実施

別紙 1 令和 4 年度決算報告

令和4年度愛知学院大学薬学会会計報告			
収入の部		支出の部	
項目	金額	項目	金額
前年度繰越金	10,632,711	薬学会誌（100部）	264,000
学生入会金・会費	1,879,000	白衣（135名分）	527,175
教員入会金・会費	144,000	学生学会発表補助（10件）	267,447
広告費（薬学会誌）	340,000	準会員研修会参加援助（9名）	270,000
著作物複写利用料分配分	109,512	学生米国研修補助（9名）	450,000
利息	86	学会等開催援助	300,000
計	13,105,309	奨励賞副賞代	50,000
		郵送・発送代	12,840
		振込手数料	2,420
前年度繰越金を除いた収入	2,472,598	次年度繰越金	10,961,427
		計	13,105,309
		次年度繰越金を除いた支出	2,143,882

令和 4 年度愛知学院大学薬学会会計監査報告書

愛知学院大学薬学会の令和元年度会計監査を実施した結果、会計帳簿の記載は正確で、関係書類並びに会計処理はすべて適正であり、決算書に相違ないことを認めます。

令和 5 年 4 月 10 日

会計監査

井上 誠 

脇屋 義文 

別紙 2 令和 5 年度予算案

令和 5年度愛知学院大学薬学会予算案 (1: 旅費規程改訂なしの場合)			
収入の部		支出の部	
項目	金額	項目	金額
前年度繰越金	10,961,427	薬学会誌印刷費(100部)	300,000
学生入会金・会費(春・秋)	1,879,000	学生白衣(140名)	550,000
教員入会金・会費	144,000	講演会費	50,000
広告費等	340,000	学生会発表補助	500,000
著作物複写利用料分配分	109,000	学生韓国研修補助(6名)	250,000
利息	80	準会員研修会参加援助(10名)	300,000
計	13,433,507	学生米国研修補助(10名)	500,000
		奨励賞	50,000
		郵送・発送代	20,000
		雑費	10,000
		次年度繰越金	10,903,507
		計	13,433,507

令和 5年度愛知学院大学薬学会予算案 (2: 旅費規程改訂版)			
収入の部		支出の部	
項目	金額	項目	金額
前年度繰越金	10,961,427	薬学会誌印刷費(100部)	300,000
学生入会金・会費(春・秋)	1,879,000	学生白衣(140名)	550,000
教員入会金・会費	144,000	講演会費	50,000
広告費等	340,000	学生会発表補助	500,000
著作物複写利用料分配分	109,000	学生韓国研修補助(6名)	132,000
利息	80	学生米国研修補助(10名)	1,200,000
計	13,433,507	奨励賞	50,000
		郵送・発送代	20,000
		雑費	10,000
		次年度繰越金	10,621,507
		計	13,433,507
韓国研修：110000円と仮定：22,000円補助			
米国研修：600,000円と仮定：120,000円補助			

### 別紙 3 各種規程改正案

#### 愛知学院大学薬学会 卒業研究発表会優秀賞選考方法

【旧】	【新】
<p>[副賞]</p> <p>3. 二千円相当の図書券等とする。</p> <p>[その他]</p> <p>4. 選考基準の改廃は総会の承認を必要とする。</p>	<p>[副賞]</p> <p>3. <b>四千円</b>相当の図書券等とする。</p> <p>[その他]</p> <p>4. 選考<b>方法</b>の改廃は総会の承認を必要とする。</p>

#### 愛知学院大学薬学会 準会員の学会発表等に要する旅費援助に関する規定規程

【旧】	【新】
<p>愛知学院大学薬学会準会員が筆頭発表者として研究の成果発表を行うときの出張に要する経費を旅費とする。</p> <p>(1) 旅費支給対象</p> <p>旅費の支給は、国内および海外で開催される学会等で筆頭発表者として研究成果の発表を行う愛知学院大学薬学会準会員を対象とする。ただし、会計年度を通じて5万円を限度とし、支給回数に制限をもうけない。</p> <p>(2) 旅費支給額</p> <p>支給する旅費は、交通費、参加費、宿泊補助費（1泊1万円まで）とする。交通費の算出は科学研究費補助金の規定に準ずる。</p>	<p><b>[趣旨]</b></p> <p><b>第一条</b> 本規程は、愛知学院大学薬学会準会員が筆頭発表者として研究の成果発表を行うときの出張に要する経費を<b>援助するものである</b>。</p> <p><b>[旅費支給対象]</b></p> <p><b>第二条</b> 旅費の支給は、国内および海外で開催される学会等で筆頭発表者として研究成果の発表を行う愛知学院大学薬学会準会員を対象とする。</p> <p><b>[旅費支給額]</b></p> <p><b>第三条</b> 支給する旅費は、交通費、参加費、宿泊補助費（1泊1万円まで）とする。交通費の算出は科学研究費補助金の規定に準ずる。<b>ただし、国内で開催される学会等への旅費の支給額は、会計年度を通じて5万円を限度とし、支給回数に制限をもうけない。国外で開催される学会等に対しては旅費の2割までを限度とし、支給額は予算に合わせて決定され、会計年度あたり1回までとする。</b></p>



<p>(3) 手続</p> <p>1) 旅費の受給希望者は、所定の用紙(旅費申請書 (AGUP 様式 1)) に必要事項を記入し、講座主任教授を通じて愛知学院大学薬学会庶務担当幹事に提出する。</p> <p>2) 出張後は、発表した学会等の資料(コピー)と出張報告書 (A4、様式任意) を速やかに愛知学院大学薬学会会計に提出する。</p> <p>(4) 報告</p> <p>旅費の支給を受けて発表した内容は、愛知学院大学薬学会誌上で報告することとする。</p> <p>附記</p> <p>本規定は平成 27 年 5 月 1 日より施行する。</p> <p>本規定は平成 29 年 5 月 19 日より施行する。</p> <p>本規定は平成 30 年 5 月 18 日より施行する。</p>	<p><b>[手続]</b></p> <p><b>第四条</b> 受給希望者は、次の手続きを行う。</p> <p>1) 旅費の受給希望者は、所定の用紙(旅費申請書 (AGUP 様式 1)) に必要事項を記入し、<b>旅費見積もりと併せて</b>講座主任教授を通じて愛知学院大学薬学会庶務担当幹事に提出する。</p> <p>2) 出張後は、発表した学会等の資料(コピー)と出張報告書(A4、様式任意)、<b>旅費領収書</b>を速やかに愛知学院大学薬学会会計に提出する。</p> <p><b>[報告]</b></p> <p><b>第五条</b> 旅費の支給を受けて発表した内容は、愛知学院大学薬学会誌上で報告することとする。</p> <p>附記</p> <p>本規定は平成 27 年 5 月 1 日より施行する。</p> <p>本規定は平成 29 年 5 月 19 日より施行する。</p> <p>本規定は平成 30 年 5 月 18 日より施行する。</p> <p><b>本規定は令和 * * 年 * 月 * * 日より施行する。</b></p>
---	---

愛知学院大学薬学会 準会員の教育活動ならびに研修活動等に要する旅費援助に関する規定**規程**

【旧】	【新】
<p>(1) 旅費支給対象</p> <p>旅費は、愛知学院大学薬学会評議委員会で許可を受けた教育活動ならびに研</p>	<p><b>[趣旨]</b></p> <p><b>第一条</b> 本規程は、愛知学院大学薬学会準会員が教育活動ならびに研修活動等に参加する経費を援助するものである。</p> <p><b>[旅費支給対象]</b></p> <p><b>第二条</b> 旅費は、愛知学院大学薬学会評議委員会で許可を受けた教育活動な</p>

<p>修活動等に参加する学生へ援助として支給する。対象は愛知学院大学薬学会準会員（学部学生、大学院生）とする。また、会計年度を通じて3万円を限度とし、支給回数に制限はもうけない。</p> <p>(2) 旅費支給額 支給する旅費は交通費及び参加費とし、その算出は科学研究費補助金の規定に準ずる。</p> <p>(3) 手続 1) 旅費の受給希望者は、所定の用紙(旅費申請書 (AGUP 様式1)) に必要事項を記入し、講座主任教授、学年主任等を通じて愛知学院大学薬学会庶務担当幹事に提出する。 2) 出張後は、教育活動または研修活動の資料(コピー) と出張報告書 (A4、様式任意) を速やかに愛知学院大学薬学会会計に提出する。</p> <p>(4) 報告 旅費の支給を受けて行った教育・研修活動の内容は、愛知学院大学薬学会誌上で報告することとする。</p> <p>附記 本規定は平成22年10月1日より施行する。 本規定は平成25年5月17日より施行する。 本規定は平成27年5月1日より施行する。</p>	<p>らびに研修活動等に参加する学生へ援助として支給する。対象は愛知学院大学薬学会準会員（学部学生、大学院生）とする。また、会計年度を通じて3万円を限度とし、支給回数に制限はもうけない。</p> <p><b>[旅費支給額]</b> <b>第三条</b> 支給する旅費は交通費及び参加費とし、その算出は科学研究費補助金の規定に準ずる。</p> <p><b>[手続]</b> <b>第四条</b> 受給希望者は、次の手続を行う。 1) 旅費の受給希望者は、所定の用紙(旅費申請書 (AGUP 様式1)) に必要事項を記入し、<b>旅費見積もりと併せて</b>講座主任教授、学年主任等を通じて愛知学院大学薬学会庶務担当幹事に提出する。 2) 出張後は、教育活動または研修活動の資料(コピー) と出張報告書 (A4、様式任意)、<b>旅費領収書</b>を速やかに愛知学院大学薬学会会計に提出する。</p> <p><b>[報告]</b> <b>第五条</b> 旅費の支給を受けて行った教育・研修活動の内容は、愛知学院大学薬学会誌上で報告することとする。</p> <p>附記 本規定は平成22年10月1日より施行する。 本規定は平成25年5月17日より施行する。 本規定は平成27年5月1日より施行する。 <b>本規定は令和**年**月**日より施行する。</b></p>
---	--

準会員の学会参加における参加費援助に関する規定

本規程を廃止する。

【旧】

(1) 参加費支給対象

参加費の支給は、国内で開催される学会等へ参加する学生へ援助として支給する。  
対象は愛知学院大学薬学会準会員（学部学生、大学院生）とする。また、会計年度を通じて1万円を限度とし、支給回数に制限はもうけない。